
<http://www.incadat.com/> ref.: HC/E/UKe 45

[28/06/1995; High Court (England); First Instance]

Re V. (Abduction: Habitual Residence) [1995] 2 FLR 992, [1996] Fam Law 71

Reproduced with the express permission of the Royal Courts of Justice.

高等法院 家庭部

中央裁判所施設

1995年6月28日

Douglas Brown 判事

Vに関する事案

父親の代理人：David Bodey 氏及び Andrew Tidbury 氏

母親の代理人：Paul Coleridge 氏及び Jennifer Roberts 氏

Douglas Brown 判事：

2名の子らについて、「1985年子の奪取及び監護に関する法律」及び「ハーグ条約」の規定に基づき子らのギリシャへの返還を求めてその父親が提出した訴訟開始召喚書が当職の手元にある。申立は子らの母親により退けられたため、本高等法院の管轄権において新たな側面だと称される問題が発生した。これについては、この家族の経緯と当事者が提出した矛盾する証拠書類を整理することにより最も良く明らかにすることができる。

父親は50歳、母親は39歳であり、両者は夫婦関係にある。父親はギリシャ人でありコルフ島に居住しており、母親は英国人で現在は子らと共にロンドンに居住している。子らは、1991年6月13日に生まれ現在4歳になるHと、1994年3月3日に生まれ現在1歳になるAである。

過去25年間、父親はコルフ島のホテルを共同経営していた。正確な所有権は両当事者間で係属中の付随的訴訟手続きにおいて判断されることになっているのだが、一貫して言うことができるのは、実際の価値はそれより低いものの、Savillesによって€1200万の価値があると評価されているため優良企業ということが出来る。それは仮に付随的訴訟手続きが継続されるとすれば考慮されるべき事項の一つである。父親はこのホテルのゼネラルマネージャーであり、ホテ

ルを所有する会社の取締役でもあった。彼は 1975 年にコルフ島で母親（妻）と出会い、彼女は父親の会社で働き始めた。二人は 1981 年に夫婦のように一緒に暮らし始めた。二人は H がアテネで生まれる少し前の 1991 年に結婚した。A はロンドンで生まれた。二人の同居は 1995 年 3 月のロンドンでの同居が最後である。彼らの生活パターンは 10 年以上、観光シーズンにコルフ島に居住し、1988 年からはホテルに隣接した豪華な別荘に住むというものであった。冬の間は大半をロンドンで過ごし、時にギリシャや世界各地を短期間訪れた。コルフ島とロンドンの滞在期間、特にロンドンについては争われており、当職は相当量の書類上の証拠を勘案せねばならず、また口頭証言も聞いた。

父親側の主要な主張は次の通りである。コルフ島の別荘は彼らの家であり常居所はコルフ島であるため、両親の常居所から子らの常居所を判断すると、子らはギリシャに常居所があり、ロンドンで彼らが住んでいる家は一家の家ではなく、彼らや多くのギリシャの友人が利用する投機を目的とした物件であり、友人が通常この家の家賃を支払ったり何らかの金銭的供与を行っていた。それ故 1995 年 3 月に父親がコルフ島に戻った後に母親が合意された計画を守らず、1995 年 4 月 17 日に子らを連れて来たことは、英国への子らの不法な留置であり、ハーグ条約に基づく父親の監護権の侵害であるとの自身の主張は正しい。

母親の主張を要約する前に便宜上「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する（1980 年ハーグ）条約」第 3 条に言及する。この条文の関連する部分は以下の通りである。

「子の連れ去り又は留置は、次の a 及び b に該当する場合には、不法とする。

(a) 当該連れ去り又は当該留置の直前に当該子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人、施設その他の機関が共同又は単独で有する監護の権利を侵害していること。

(b) 連れ去り若しくは留置の時に a に規定する監護の権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたこと又は当該連れ去り若しくは当該留置がなかったならば当該権利が共同若しくは単独で現実に行使されていたであろうこと。」

第 5 条の重要な規定は以下の通りである。

「この条約の適用上、

(a) 「監護の権利」には、子の監護に関する権利、特に、子の居所を決定する権利を含む。」

ギリシャの法令ではそれぞれの親が子らの共同監護権を有するという点で見解が一致している。仮に父親が正しく、1995年4月に母親がコルフ島に子らと移動しなかった時に子らがギリシャを常居所としていたとすると、子らは疑いもなく不法に留置されたのであり、ギリシャへ遅滞なく返還されるべきである。その場合には、父親が特に子らがギリシャに常居所を有していたことを立証しなくてはならない。

母親の主張によると、この夫婦はギリシャと英国双方を同時に常居所としており、長年に渡る生活パターンは二つの家-----一つは春から秋までのコルフ島、もう一つは10月あたりから4月までのロンドン-----に住むというものであった。別の可能性として提出されたのは、常居所は同時的なものではなく、連続的なものであったというものである。つまり、季節によって当事者らがある国から別の国へと変わるのに合わせて常居所が変わるということである。これは補足的な提示であり、母親の代理人である Coleridge 氏は、これに重きを置いておらず、これに関しては、両国に同時期の、いわゆる同時の常居所があったという彼の最初の提示が当職の印象に残った。

この生活パターンは母親が結婚生活を終わりにしようと決意した1995年3月まで続いた。母親は当職が既に述べた通り、1995年4月17日にコルフ島へ子らと飛ぶことになっており、彼女は実は1995年3月1日に離婚に関して事務弁護士と会っており、不貞行為と不法行為に基づく申立書は1995年4月5日付となっている。その申立書は1995年4月17日までに、つまり彼女が実際に出発予定となっている日までに、父親本人に送達されることが意図されていた。

母親は自分の意図を父親に相当期間秘密にし続け（母親はこの点は認めている）、例えば、母親は、ロンドンで雇用していた住み込みのオペアに、最後の瞬間まで彼女は本当にコルフ島に行くのだと信じこませた。不運なことに翌日まで送達がされなかったため、送達日には父親は、母親がコルフ島に子らを連れて戻って来ないことを知っており、その結果母親に対し強い憎しみが芽生えた。

一方、母親は、Hale 判事より一方的に世界的な資産凍結命令や虐待禁止命令を得ていた。ここで現在の英国とギリシャでの訴訟の状況について簡潔に述べる必要がある。母親は、補助的救済を申請し、児童法の手続に則り、暫定的居住命令を得た。現在、父親にはオペアの監督する近隣の家で、自分の望む週末を指定して二週間に一度接触することや電話で接触することも認められている。

父親は「1973年住所及び婚姻事件手続法」に基づき、これらの訴訟手続の停止を申し立てた。父親はまた子らの返還を求めてコルフ島でも訴訟手続を開始し

た。これらの訴訟手続については最近当事者間審理で聴聞が行われ、ギリシャ裁判所の判決が待たれている。

ここで、当事者による提出物、当職が本件の事実の問題を必要な限りにおいて検討し判断した際に、提出物のそれぞれがどのようなものと仮定されたかに戻ろうと思う。

前述しているように、本件及びその他の訴訟手続において宣誓された相当量の証拠が提出されており、当職は主任代理人による父親と母親の入念な反対尋問を聞く利益を得たが、この部門の判事の慣習に従い、この夫婦の生活の詳しい調査や彼らが一連の手続きで提出した証拠を基に本件を判断するつもりはない。当職は **Re B(Minors) (Abduction)(No2) (1993)1 FLR 993** における **Waite** 判事の対応を見習うつもりである。詳細な調査という勧めに従わない様々な理由の一つとして、**Waite** 判事は、これを **998G** ページにおいて次のように述べている。

「ハーグ条約の手続はその性質上、略式のものである。家庭部では緊急の審理が最優先とされる。人間の性質上不幸なことに、ハーグ条約を利用して処分を求める事案が不足することが決してないことは確かである。それらの事案を全て公平に、かつ迅速に取り扱うのであれば、そうした事案の審理に対する裁判所の対応には、絶対性の要素がなければならない。時間がないので証拠の概観についてすぐ得られる印象以上のものを得ることはできない。」

双方の主任代理人が反対尋問をそれぞれ行なったものの、双方はそれを経済的に、また言わせてもらうならば、巧みにこなし、本件では口頭証拠は不相応なレベルとは考えられなかった。代理人は双方とも **Waite** 判事によって提案された広範囲で決定するよう当職に求めた。

両当事者の間には、私が聞いた証言にもあったが、付随的訴訟手続の中で決定を下した方が都合の良い問題がある。そうした事項の中には、むしろ当職が決定しなければならない事項やや関連のある問題もあるが、それらは必要不可欠ではない。例えば、両当事者が連続的に住んでいたロンドンの土地の所有権である。当職には誰が土地を所有していたかは、誰が使用していたかほどは問題ではないように思われる。それゆえ当職はロンドンの **W8** にあるアパートを利益のために父親が **1972** 年から **1987** 年の間に所有していたのか、彼の父親が所有していたのか、またはオフショア会社が所有していたのかの事実認定は行わない。

母親と父親が同棲を始めた後に、この家は冬の期間彼らが自宅として使っていた。夏の間は賃貸に、様々な期間、通常は短期で出されたが、公式な借用契約の下であった。**1986** 年に父親はこのアパートに加えてロンドンの **W2** にある

アパートを購入したが、これは投機的目的のためとして認められている。しかしながら夫婦はロンドンの W8 にあるアパートを売却してから 1987 年に寝室が 5 部屋ある家をロンドン南西に購入するまでの数週間そこに居住した。父親によればこの家は元々彼の父親が所有する Panamanian 社が購入したものだという。当職はこれが正しいかどうかについても事実認定を行わなかった。当職が決定しなければならない事情においては、これは問題とはならなかった。

1993 年にその土地は母親と父親の共有財産となり、スコットランド王立銀行の実質的な譲渡抵当の対象となった。父親によれば、その土地は投資目的のために購入されたものであり、家族の家として意図したものではなかった。その家を購入するとの判断にはおそらく投資という要素があっただろう。誰が所有していたのであろうと、ロンドンの W8 にあるアパートは所有されていた 14 年か 15 年ほどの間に相当な利益を生み出した。ロンドンの W2 にあるアパートは利益を出す形で売られ、1987 年と 1988 年の不動産市場はまだ上昇傾向にあった。しかしながら、当職は母親のこれはロンドンにおける夫婦の家であり、H が生まれた後のロンドンでの家族の家であったという証言を受け入れる。裕福な夫婦が一つ以上の家を世界の違う場所に持つのは珍しいことではない。それによって、彼らがある不動産から別の不動産へと移るときに個々の居所の変更が行われるのかもしれないし、そうでないのかもしれない。それは完全に各事案の個別の状況によって異なるものである。

ゴルフの別荘はホテルと隣接していた。ホテルが一家の主要な収入源であるという点では見解は一致している。別荘は、書類中の写真でうまく説明されているが、明らかに立派で魅力的な不動産である。しかし英国の家もロンドンの快適な場所にあり立派な家であり、冬の間一家はその家に移り住んでいたのである。母親と父親は彼らの衣類や私物をそこに保管しており、ゴルフ島からロンドンに来る時には軽装で旅行していたという点では意見が一致している。

H は、2 歳の時、ロンドンの保育園に入り、1993 年 11 月 24 日からゴルフ島に戻る少し前の 1994 年 3 月 30 日までそこに定期的に通っていた。そしてゴルフ島で夏を過ごした後に、1994 年 10 月 31 日から H は再度その保育園に入園し、現在もそこに通っている。

H がゴルフ島でどの程度教育を受けたり学校へ通ったりしたかについては論争が続いている。母親は道理の通る主張によって、ホテルの水上スキーフランチャイズ店の所有者の妻である女性から娘がギリシャ語を教えられていたことを強く否定しているが、当職は確かに 1993 年と 1994 年の夏に H がいくらかのギリシャ語の授業を受けていたと推測する心構えがある。そのように強く否定されたことで、当職は正確に何が起こったのかについて結論を出せずにいる。さらなる証言を聞かなければならないが、それは不可能であるし、もしくは不

要であるとも思う。仮に当職が認めるように、子に二つの家があったとすれば、Hの年齢からして、それぞれの家にいる間に保育園かギリシャ語の初歩の授業だけであろうとも、Hが何らかの教育を受けていたとしても驚くことではない。

父親側は、別荘は美しく快適な家であり、例えばエリツィン大統領やギリシャ首相の関心を惹き付け、避暑地として借りることを希望したほどであると主張している。父親がこのことに言及したのは、この別荘を家族の家として尊重しており、相当な報酬と引き換えであっても、この紳士達のどちらかに別荘を譲ることを拒否したことを示すためであった。

これらの状況下で、父親が言うには、ロンドンにあるテラスハウスは貧相な代替物であり、家族の家としてみなすことはできなかった。加えて、父親は多くのギリシャ人がその建物を、賃料を払って利用していると語った。25本のアラームキーを含む、25組の鍵束があった。これは一家の家として期待される居住空間ではないと思われる。これについては、父親はその立場を誇張し、大げさに述べていると当職は考える。そこに一家の友人の子供で、大学に通う間下宿していた二人のギリシャ人の若者がいたことは間違いない。さらに、しばしば母親と父親が居所にいたときに、一時期、相当な人数の友人が短期間、または時には長期間にわたり滞在していたことを当職は認定することができる。彼らには、利便性という明らかな理由から鍵が渡されていたのだろう。当職は6セット以上の鍵はなかったとする母親の証言を認める。25本のアラームキーの用意はかなり不自然である。

母親は先週末に住居の内側と外側の写真を沢山とり、それらが当職の手元に証拠としてある。それらは主に父親がそこを後にした1995年3月の状態の住居とその内部を示している。それらを詳しく言及するには及ばない。それらはしかしながら典型的な家族の典型的な自宅を示している。それは設備や家具が整った家で、日々の家庭生活における乱雑さに満ちあふれていることは明らかであった。無数の家族写真が飾られており、それらは一家が同数、もしくはそれを上回る数の写真が飾られているコルフ島に戻った時もそのまま残されている。一家がロンドンにいる時用に、車は常時利用可能となっており、現地のガレージに入れられていた。細かい詳細として、両当事者はレターヘッドのある便せんに自宅の住所を印刷していた。

逆のことを示す証拠を探してみると、父親は文書証拠のいくつかが自分の主張を裏付けていると言うことができる。母親は自分自身を銀行に租税上非居住者と申告している。彼女は同様の表明によって、関税無しで輸入車を手に入れている。彼女はこれを認めている。それが彼女の信用を増すことにはならないのは確実である。彼女は、これは夫の指示でなされたと証言している。

父親はまた、ホテル会社の会議のスケジュールを示す父方の祖父からの宣誓供述書に頼っており、この会議には母親が出席し、議事録に署名したと述べている。この証言は、例えば 1993 年 10 月、11 月、12 月、1994 年 1 月及び夏の間にも定期的にコルフ島での会議に母親が出席したことを示そうとするものである。母親の応答は、一般的な慣行として、異なる時期に一括して議事録に署名はしたが、スケジュールに示されている冬の日々にはコルフ島にはいなかったというものであった。これも祖父から聴取しないで解決できるほど簡単な問題ではないが、当職は父親に聴取して、これに関する母親の証拠を事実だと認定する。当職は母親の方が父親よりもはるかに説得力のある証人だと考える。彼は示された日付のほとんどは会議の実際の日付ではなく、父親が議事録を書き上げた日付だと当職を説得しようとした。当職はこれに関する彼の証拠は特に不十分であると考えているが、これ以上深入りはしない。

一方、母親は、父親の最近の二つの宣誓供述書に依拠することができる。一つは 1995 年 4 月 26 日に宣誓されたもので、彼は調停に関する彼の見方を取り扱う段落の中で次のように述べている。「1995 年 4 月 22 日土曜日、私は婚姻住宅で一泊した。」これによって、彼はロンドンの家を意味している。それに関する反対尋問が行われた際、彼は、それは彼の事務弁護士（ソリシター）が間違えたのだと述べた。

1995 年 5 月 12 日、父親がハーグ条約に基づく申立てを始めた日に、ハーグ条約の訴訟手続を執り行っている全く同じ経験豊富な事務弁護士（ソリシター）が資産凍結命令への答弁において宣誓された宣誓供述書の中で全く同じ誤りを犯した。「私は以下の資産に関して所有権がある：(a) かつての婚姻住宅 [ロンドンの家]。」当職は、これは知識の豊富な代理人による誤りではないと考える。当職は、彼らがこれを作成上のミスだと認識しとは彼らから伝えられていないが、仮にその過ちが、彼らによる誤りであるとしたら伝えていたはずだと予想する。当職の見解では、いずれの宣誓供述書でも、父親は現実、つまりロンドンの住宅は英国での婚姻住宅であり、単なる休暇中の一時的宿泊先ではないことを認識していた。彼は賢く知的な男性で、英語が堪能であり彼がこれらの宣誓供述書で何を証言していたかを正確に知っていた。

全体として、当職は信用の問題への一般的な、もしくは詳細な評価に着手することはしないが、当職は父親には好印象を抱いていないので、居所に関するあらゆる問題に関して、母親の証拠の方を選択する。

父親の最初の申立では、その後宣誓供述書においても繰り返されるのだが、彼は両当事者が共同名義で不動産を所有するロンドンに両当事者は毎年冬の 3 ヶ月間居住していたと述べている。母親の証拠は、彼女の記憶と印がそれ以上押されなくなった 1988 年までの長年にわたる彼女のパスポートの印に基づいてお

り、大抵は10月から4月までの平均5ヶ月をロンドンで過ごしたというものである。父親はホテルをオープンするために多分3月に戻るのであろうが、彼女は4月までロンドンに滞在していた。特に子らが生まれた後は、彼女の場合は、幼い子らがアテネで飛行機の乗り継ぎをする不便さを避けて、チャーター直行便が利用可能になった4月に出発するというパターンであった。

当職は彼女の証拠を認め、彼らは実際には母親が言っていた期間よりも長い時間を英国で過ごしたと判断する。彼らがロンドンで過ごした期間が3、4、5ヶ月のどれであったのかは、本件の目的では重大な影響を与えないと考えるが、当職が証言を聞き、双方の争いを検討してきたので、これを当職の事実認定とする。

当職は父親が英国内国歳入庁の90日間を超える観光客は税金支払義務が生じることがあるとする規定に注意を払って、3ヶ月間という期間に依拠していたということは間違いない。反対尋問において父親はそのような税則は全く知らなかったと主張した。これは以下で述べる彼が母親とした会話として記憶していたことを記した最初の宣誓供述書と対比させると、間違いであることが証明される：「その時、私たちは税金の支払い義務が生じずに英国に留まることが出来る期間について話し合った。」父親は当然のことながら時折、特に馬の販売に関連して自身と仕事上のつき合いのある元友人の女性の宣誓供述書と証言に頼っている。彼女はロンドンの家と同じ通りにも住んでおり、母親とも父親とも親しかったので、彼女の家の近所であることがロンドンの家を選ぶ一つの決め手であった。

宣誓供述書や証言の中で、彼女は、母親と父親の双方にとってロンドンでの時間は休暇であり、本当の家はコルフ島だったという印象を持ったと述べている。母親からは子らがギリシャで教育を受けるべきというのが彼らの意図であると聞いたとした。母親の証言では自分がそのような印象を与えたことが否定され、学校教育に関する会話をしたことは一切思い出せないとされた。彼女は、実際はここ1年か2年はその父親の女性の友人とはほとんど会っていなかった。

当職は父親の女性の友人が意図的な嘘をつくために出廷したとは考えない。彼女は父親に大変な恩義を感じていたと言わざるを得ない。彼女の証言によれば、彼女とその現在の男友達兼ビジネスパートナーが父親から20,000ポンドを借りている。父親はお金をよく知らない男に貸したことは否定し、その融資はもっぱら彼女へのものだと述べているが、いずれにせよ無利子の返済条件を定めていない融資だという。しかし、先ほども述べた通り、当職は彼女が父親に有利になるように意図的に嘘をつくために出廷したとは考えない。しかしながら当職は彼女の証言より母親の証言を選ぶ。当職は父親の女性の友人は誤解してい

ると考える。また彼女はこの 10 年間のいずれかの時期に母親とではなく父親と交わしたと考えられる会話を思い出している可能性が高いと考える。

当職が他の証言や両当事者が依拠している主張を取り上げないとしたら、それはそれらを考慮しなかったからということではない。特にそれを読み上げる必要はないが、当職は特に **Bodey** 氏の二番目の主張の骨子に書かれている事実に基づき議論に特に注意を向けた。当職はそれらを考慮に入れた。しかしながら当職はこの題材をより広い視野で見て、この家族が二つの家を持っていたこと、つまり、一年の一部をある国で過ごし、残りを別の国で過ごすことが説得力を持って立証されている。

父親の代理人である **Bodey** 氏は、これらの状況下で彼が示した詳細な理由から、当職は、それでも常居所は一つだけであり、それがコルフ島だと判断すべきだと提案している。要約すると（これが主な議論であるが）、両当事者はギリシャと強いつながりを持っている。一方で仮に当職がそれに関して彼とは反対の意見であり、一年に二度コルフ島とロンドンを行き来しているという本件の事実に基づき、代替的な常居所があると判断したとすれば、父親には子らが **1995** 年 **4** 月に母親によって不当に留置されていたと言う権利があると **Bodey** 氏は述べただろう。このように主張が進められている。彼の主張とは反対に、冬には英国に常居所があると考え、父親は母親が既に結婚を終わらせることを決意し、事務弁護士（ソリシター）に離婚手続を始めるよう指示し、**1995** 年 **4** 月に子らをコルフ島へと連れて帰らないと決意していたという事実を知らないで、コルフ島に **1995** 年 **3** 月 **11** 日に戻ったということになる。そのような状況下で、父親は、真実を知らずに自分が去った後も母親と子らがロンドンに滞在することに同意した。**1995** 年 **3** 月 **11** 日に与えられた母親と子らが父親に同伴しないという同意は無効であり、一家の常居所は **1995** 年 **3** 月 **11** 日に父親とともにギリシャに戻ったとみなされるべきである。皆で移動するはずだった **1995** 年 **4** 月 **17** 日に、母親が子らを留置した行為は、ギリシャにおける父親の共同監護権の侵害であった。なぜなら **1989** 年児童法の第 2 条第 1 項により、婚姻関係にあるこの両親は共に親権を有し、母親は一方的に行動しない義務があったからである。彼は当職に **Re A (Wardship: Jurisdiction)** [**1995**] **1** **FLR** **767** 事件における **Hale** 判事の判決を参照にするよう述べた。その事件での状況を参照するには及ばない。彼が論拠とする一節は **771E** ページにあり、これは公認事務弁護士（ソリシター）を代表して提出された一連の意見を判事が認めた一節であった。

「初めに、仮に両親が同居している場合、両者の間でそうではない旨が定められた合意がなされていないならば、子の常居所は両親のそれになる。当職にとってこの意見は正しいはずだと思われる。これは、子の住む場所を決定する権利を付与する両親の共同親責任に理論的に由来するものである。常居所はこの目的上、父親に依って決まる住所と同一ではあり得ない（ただし、その点でそ

れほど遠くない将来に法律が変更されることは、決して不可能ではない)。もちろん、通常は両親双方が親責任を有する場合、それぞれが他方の同意なしで単独で行動することは可能だが、本件のような事案では、一方の親が子を海外へ送り出すことは可能であっても、一方の親がもう一方の親の同意なしに一方的に子の常居所を変更できるとすることには、それだけで子の常居所を変更させるような状況が生じない限りは、当職は合意できない。Wall 判事の *Re S (Minors) (Child Abduction: Wrongful Retention)* [1994] Fam 70, [1994] 1 FLR82 における決定から、当職は両親がそれぞれ違う国にいる状況にも拘わらず、この意見を引用した。このアプローチは、ハーグ条約に基づく事案に関連して非常に頻繁に採用されている。一方の親が子の常居所を一方的に変更できるとなれば、ハーグ条約のそもそもの目的がまさに両親がそれをするを阻止することにあるため、ハーグ条約を運用することができなくなってしまうということは理に適っている。」

言い換えれば、Bodey 氏によれば、母親は嘘により子らを留置する意図を隠し、子らが彼らの常居所であるコルフ島に戻るのを妨げた。ハーグ条約の運用は妨げられないので、子らの常居所は本件では 1995 年 4 月のコルフ島への飛ぶ予定日の前の日から父親と共にあったと思われる。

母親の代理人である Coleridge 氏はこの問題を以下のように訴えている。税務や他の分野の先例には、複数の国に同時に常居住地 (ordinary residence) を有することができるものと示しているものがあるとし、Coleridge 氏は Cooper (Surveyor of Taxes) 対 Cadwallader [1904] 5 TC 101 事件、Re Norris (ex parte Reynolds) (1888) 4 TLR 452 事件、Pittar 対 Richardson (1917) 87 LJKB 59. Further 事件に言及した。さらに Coleridge 氏は、V 対 B (A Minor) (Abduction) [1991] 1 FLR 266 事件の大統領の決定は、常居所は常居住地と同一であるとみなす見解の先例であると述べた。したがって、Coleridge 氏によれば、二つの自宅で過ごした期間から英国とギリシャの双方に同時に常居所があることになる。この状況をハーグ条約の枠組みに当てはめることはできない。そして Coleridge 氏は、家族に二つの居所があり、複数の国に家を保持する場合はその重要な時に子又は子らがどちらか一方の「家」にいる場合には、1985 年法の目的での不法な連れ去り又は留置は起こりえないと述べた。そのような場合には、ハーグ条約の手続は不適切であり、誤りであり、子らの将来がどこで決定されるべきかを定める適当な機会はずでに進められている便宜法廷地の審理にある。あるいは、福祉に配慮して、子らが父親とギリシャに住むべきか母親と英国に住むべきかを定める審理を英国で行うべきである。

仮に本件において常居所が同時というよりも連続的であるならば、と Coleridge 氏は父親の別の主張についてこのように述べている。彼は、これは誤った考えに基づいていると述べた：父親の主張の中で触れられていない重要な要素は結

婚生活が事実上崩壊しており、一度それが起きたならば、子らが夏に住むべき場所に関する当初の両親による合意はもはや存在しなくなる。母親が子らを返還しなかった時点では、子らは英国に常居所を有している者であった。

要約すると、上記が競合する主張である。母親がコルフ島に子らを連れて行かなかった 1995 年 4 月 17 日に子らがギリシャに常居所を有する者であったことは、父親が証明すべきである。当職の判断では、父親はこれを証明できなかった。常居所に関する原則は **Re J (A Minor) (Abduction: Custody Rights) [1990] 2 AC 562** 事件と **sub nom C 対 S (A Minor) (Abduction) [1990] 2 FLR 442** 事件を含む主要な判例からうまれており、これらは当職がすでに言及した **Re B [1993] 1 FLR 993** 事件の中で **Waite** 判事によって都合良く要約されている。995 ページの冒頭で、判事は次のように述べている。

「1. 同居している両親の間の幼い子の常居所は両親自身のそれと同じであり、どちらの親も他方の明示又は暗黙の同意や裁判所の命令なしでそれを変更することはできない。

2. 常居所とは、婚姻関係にある同居する両親について適用されるときは、両親が任意に、かつ短期であろうと長期であろうと、差し当たり自分の生活で日常的なことの一端として定住の意思をもって選択した特定の場所又は国の住居をいう用語である。

法律で『定住の意思』について求めている要件は、住んでいる場所に住むという両親の共通の意図が十分な程度の継続性を持ち、定住したと厳密に説明できるほどであることだけである。

3. 常居所は、例えば最初の住所からそこに戻る意思を持たずに出発した際など、一日で失われてしまうことがあり得るが、常居所と仮定するためには、相当な期間と定住の意思が求められる。貴族院は **Re J, sub nom C 対 S** (前記) 事件で、間違いなく故意に、『相当の期間』とは何かについて言及するのを差し控えた。論理的に考えれば、意思が定まっている場合には、居住の期間が長い必要はない。**Re F (A Minor) (Child Abduction) [1992] 1 FLR 548** 事件では確かに控訴院は一家が新しい国に到着してからほんの一ヶ月後に、新しい常居所を獲得したとの裁判所による認定を認めている。」

常居所の定期的な変更が両親と子らにとっての意図的な日常生活であるとしたら、常居所が定期的に変わるのは可能である（またこれについては、**Bodey** 氏も認めている）。そのような状況下では、同時に複数の場所に常居所があることはないのは明らかである。当職は引用された過去の判例や **V 対 B**（前記）事件の大統領の宣言を検討してみたが、むろん常居所の概念と常居住地の概念の間

には強い類似性がある。しかしながら同時の常居所はハーグ条約の目的に簡単には当てはまらない。ハーグ条約の前文はこう始まっている。

「不法な連れ去り又は留置によって生ずる有害な影響から子を国際的に保護すること並びに子が常居所を有していた国への当該子の迅速な返還を確保する手続・・・を定めることを希望し」

多くの常居所の事件で見られる言い回しを使うと、当職の見方では、ロンドンの居所には、両親側の常居所となるために十分な継続性があり、またコルフ島の居所にも同等の結果が生じるために十分な同程度の継続性があった。それゆえ一年の一部の期間、両親と子らはロンドンに常居所を有しており、残りの期間はギリシャに常居所を有していた。母親がギリシャに子らを連れて行くことになっていた時、彼らはロンドンに常居所を有しており、それは1994年11月からずっとそうであった。従って、父親は関係する日付において彼らがギリシャに常居所を有していたことを証明できなかった。

父親を騙したとする父親の巧妙な主張は Coleridge 氏が徹底的に議論した理由により認められなかった。もう一つの詭弁は、1995年3月11日に子らは父親と一緒に行くという意図が決してなかったことである。騙したことは、(彼女が計画を隠したため)間違いなくそうだったが、それによって父親が1995年3月11日に子ら抜きで旅立つように説得されたのではなかった。彼らがその日に旅行に出るということについては、問題がない。彼らは直行便が利用可能になった1995年4月に行くことを計画していたのであって、それ以前ではない。

さらに、前のものと類似する過程により、子らの常居所を父親は自身が去った日まで遡らせることはできない。子らは予定通り1995年4月17日までロンドンに留まった。母親は考えを変えたかもしれない。父親は、何が起きているのかもっと早く発見し、英国に戻って来られたかもしれない。しかしこれら全ての出来事や考えられたかもしれないと推定される他の出来事は、全て常居所の根拠とするには根拠が弱い出来事である。明白な事実は、子らは1995年4月17日まで母親と居住しており、その段階ではギリシャに常居所がある者ではなかったということである。つまり彼らは、ロンドンに常居所を有していた。

この状況から、本申立を棄却する。